

第24条第1項中「同表中欄」を「同表の中欄」に、「期間は」を「期間中」に、「同表右欄」を「同表の右欄」に改め、同項の表中「164林班と165林班」を「2164林班と2165林班」に、「168林班」を「2168林班」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、同条第4項中「きく」を「聴く」に改め、同条を第47条とする。

第23条第1項第2号中「及び」を「又は」に改め、「漁法」の次に「（引っ掛け釣りを含む。）」を加え、同条第2項中「及び」を「又は」に改め、同項ただし書中「する」を「採捕する」に改め、同条第3項中「たも網」の次に「又はさで網」を加え、同条を第46条とする。

第22条第1項中「同表右欄」を「同表の右欄」に、「期間は」を「期間中」に改め、同項の表ますの項中「（次の項のやまべを除く。）」を削り、「いう。」の次に「次項において同じ。」を加え、同表やまべの項中「（さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域に生活する期間におけるものをいう。第24条において同じ。）」を削り、「第24条第1項」を「第47条第1項」に改め、同条を第45条とする。

第21条を第43条とし、同条の次に次の1条を加える。

（漁業の禁止）

第44条 次に掲げる漁業の方法により営む漁業は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、営んではならない。

(1) さけ、さくらます（やまべ（さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域に生活する期間におけるものをいう。次条及び第47条において同じ。）を除く。次号及び次条において同じ。）及びからふとますの採捕を目的とする刺し網（流し網を含む。当該漁業の方法による漁業を「さけ・さくらます・からふとます刺し網漁業」という。）

(2) さけ、さくらます及びからふとますの採捕を目的とする引っ掛け釣り（当該漁業の方法による漁業を「さけ・さくらます・からふとます引っ掛け釣り漁業」という。）

第3章を第4章とする。

第20条中「解散し、又は」を「又は解散し、若しくは」に、「をした」を「した」に改め、第2章中同条を第42条とする。

第19条第1項中「水産資源の保護培養その他漁業調整」を「漁業調整又は水産資源の保護培養」に改め、同条第2項中「、漁業」を「漁業」に改め、「また」を削り、同条第3項中「全部の」を「すべての」に改め、同条を第41条とする。

第18条を第40条とする。

第17条第1項第2号中「保護培養上」を「保護培養のため」に改め、同条第4項中「きく」を「聴く」に改め、同条を第39条とする。

第16条第1項中「すみやかに」を「速やかに、」に改め、「また」を削り、同条を第38条とする。

第15条中「許可証」を「、許可証」に改め、同条第1号中「第12条」を「第34条」に改め、

同条第2号中「第13条」を「第35条」に改め、同条第3号中「第19条第1項」を「第41条第1項」に改め、同条を第37条とする。

第14条中「すみやかに」を「速やかに、」に改め、同条を第36条とする。

第13条中「すみやかに、別記第5号様式」を「速やかに、別記第10号様式」に改め、同条を第35条とする。

第12条第1項中「別記第4号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条第2項中「第10条」を「第32条」に改め、同条を第34条とする。

第11条を第33条とする。

第10条中「漁業調整上」を「漁業調整」に、「あたり」を「当たり」に改め、同条を第32条とする。

第9条を第31条とし、第8条を第30条とする。

第7条中「別記第3号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条を第29条とする。

第6条第2項中「きいて」を「聴いて」に改め、同条を第28条とする。

第5条第1項中「別記第2号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第27条とする。

2 前項の場合には、第5条第2項の規定を準用する。

第4条ただし書中「する」を「採捕する」に改め、同条第10号中「たも口の口径又は袋の深さ」を「網口又は網の長さの最長部」に改め、同条中同号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) かご

第4条に次の1号を加え、同条を第26条とする。

(12) さで網（網口又は網の長さの最長部が40センチメートル以上のものに限る。）

第1章中第3条の次に次の1条を加える。

（小型機船底びき網漁業の地方名称）

第4条 小型機船底びき網漁業取締規則（昭和27年農林省令第6号）第1条第1項第3号に掲げる手繰第三種漁業の地方名称は、貝けた網漁業及びうにけた網漁業とする。

第2章を第3章とし、第1章の次に次の1章を加える。

第2章 漁業の許可

（許可の申請）

第5条 漁業法第66条第1項の規定による漁業の許可（以下「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、船舶ごとに別記第2号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書のほか、当該申請者に対し、許可の決定に関し必要と認める書類の提出を命ずることができる。

（許可の有効期間）

第6条 漁業の許可の有効期間は、3年とする。

2 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、前項の許可の有効期間を、その必要の限度において、短縮することができる。

（許可証の交付）

第7条 知事は、漁業の許可をしたときは、その申請者に別記第3号様式の許可証を交付するものとする。

（許可証の携帯義務）

第8条 漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

2 許可証の書換え申請その他の理由により、許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁業を操業するときは、前項の規定にかかわらず、知事がある記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させればよいものとする。

3 前項の場合において当該漁業を営んだ者が、許可証の交付又は還付を受けたときは、遅滞なく、同項の規定による許可証の写しを知事に返納しなければならない。

（許可証の譲渡等の禁止）

第9条 漁業の許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（許可番号の表示）

第10条 漁業の許可を受けた者は、船橋楼（船橋楼を有しない船舶のうち、機関室囲壁を有するものにあつてはその囲壁、その他のものにあつては船舶の外部）両側の最上部に別記第4号様式により許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。ただし、特別の理由により知事が当該表示に相当すると認める表示をした船舶については、この限りでない。

2 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

（許可の制限又は条件）

第11条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のために必要があるときは、漁業の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。

（許可の内容に違反する操業の禁止）

第12条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容（漁業種類（当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。）、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。）に違反して当該漁業を営んではならない。

（許可の内容の変更の許可）

第13条 漁業の許可を受けた者は、当該許可の内容について変更しようとするときは、別記第5号様式による申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合には、第5条第2項の規定を準用する。

（許可証の書換え交付の申請）

第14条 漁業の許可を受けた者は、許可証の記載事項（漁業種類、操業区域及び操業期間に係るものを除く。）に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事の終わったとき、又は機関換装の終わったとき）は、速やかに、別記第6号様式による申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

（許可証の再交付の申請）

第15条 漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、速やかに、その理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

（許可証の書換え交付及び再交付）

第16条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- (1) 第13条の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。
- (2) 第14条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。
- (3) 第20条第2項の規定による届出があつたとき。
- (4) 第24条第1項の規定により漁業の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。

（許可証の返納）

第17条 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によって設立した法人又は清算人が前2項の手続をしなければならない。

（許可をしない場合）

第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、漁業の許可をしない。

- (1) 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。
- (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。
- (3) 漁業調整又は水産資源の保護培養のために必要があると認めるとき。

2 知事は、前項第1号又は第2号の規定により許可をしないときは、あらかじめ、内水面

漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 知事は、第1項第3号の規定により許可をしないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。

（許可についての適格性）

第19条 漁業の許可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。

(2) 前号の規定により適格性を有しない者が、いかなる名目によるものであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。

（相続又は法人の合併若しくは分割による承継）

第20条 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該許可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）したときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって設立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により漁業の許可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添えて、承継の日から2月以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（許可の取消し）

第21条 知事は、漁業の許可を受けた者が、第19条に規定する適格性を有する者でなくなったときは、当該許可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による処分をするときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴かななければならない。

3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第22条 知事は、漁業の許可を受けた者が当該許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、当該許可を取り消すことができる。

2 漁業の許可を受けた者の責に帰すべき理由による場合を除き、第24条第1項の規定に基づく処分又は漁業法第67条第1項の規定に基づく指示若しくは同条第11項の規定に基づく命令により操業を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第1項の場合には、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

（休業等の届出）

第23条 漁業の許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休

業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 漁業の許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

（漁業調整等のための許可の変更、取消し、操業停止等）

第24条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、漁業の許可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は操業を停止させることができる。

2 漁業の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は、同項の違反者のすべての漁業の許可について行うことができる。

4 知事は、第1項又は第2項の規定による漁業の許可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

5 第1項及び第2項の場合には、第21条第2項及び第3項の規定を準用する。

（許可の失効）

第25条 次の各号のいずれかに該当する場合は、漁業の許可は、効力を失う。

(1) 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したとき（第20条第1項の規定に基づき承継するものを除く。）。

(2) 漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したとき。

(3) 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき。

(4) 漁業の許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

(5) 漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

附則第4項中「第27条」を「第52条」に改める。

別記第1号様式中「住 所」の次に「（法人にあつては、主たる事務所の所在地）」を加える。

別記第8号様式中「（第27条関係）」を「（第52条関係）」に改め、「住 所」の次に「（法人にあつては、主たる事務所の所在地）」を加え、「使 用 船 舶」を「使 用 する 船 舶」に改め、同様式を別記第13号様式とする。

別記第7号様式中「（第27条関係）」を「（第52条関係）」に改め、「住 所」の次に「（法人にあつては、主たる事務所の所在地）」を加え、「目 的」を「採 捕 の 目 的」に改め、同様式を別記第12号様式とする。

別記第6号様式中「（第25条関係）」を「（第50条関係）」に改め、「住 所」の次に「（法人にあつては、主たる事務所の所在地）」を加え、「第25条の」を「第50条の」に改め、同様式を別記第11号様式とする。

別記第5号様式中「(第13条関係)」を「(第35条関係)」に、「(網)による採捕許可証書換え交付申請書」を「網(漁法)による採捕許可証書換え交付申請書」に改め、「住所」の次に「(法人にあっては、主たる事務所の所在地)」を加え、「(網)による採捕許可証の」を「網(漁法)による採捕許可証の」に改め、同様式を別記第10号様式とする。

別記第4号様式中「(第12条関係)」を「(第34条関係)」に、「(網)による採捕許可の内容変更許可申請書」を「網(漁法)による採捕許可の内容変更許可申請書」に改め、「住所」の次に「(法人にあっては、主たる事務所の所在地)」を加え、「(網)による採捕の」を「網(漁法)による採捕の」に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第3号様式中「(第7条関係)」を「(第29条関係)」に、「(網)による採捕許可証」を「網(漁法)による採捕許可証」に改め、「住所」の次に「(法人にあっては、主たる事務所の所在地)」を加え、「使用船舶」を「使用する船舶」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第2号様式中「(第5条関係)」を「(第27条関係)」に、「(網)による採捕許可申請書」を「網(漁法)による採捕許可申請書」に改め、「住所」の次に「(法人にあっては、主たる事務所の所在地)」を加え、「水産動植物採捕」を「水産動植物の採捕」に、「船舶総トン数」を「総トン数」に改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第1号様式の次に次の5様式を加える。

別記第2号様式(第5条関係)

漁業許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)㊤

漁業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 操業区域
- 3 漁獲物の種類
- 4 操業期間
- 5 漁業根拠地

6 漁具の種類、規模及び数

7 使用する船舶

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数

8 その他参考事項

別記第3号様式(第7条関係)

(許可番号)

漁業許可証

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

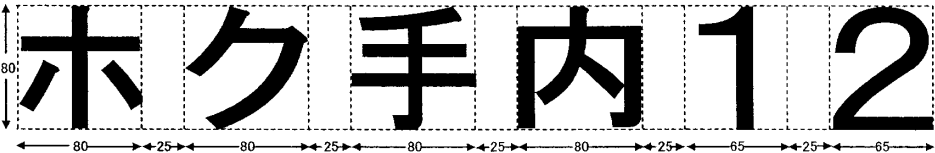
- 1 漁業種類
- 2 操業区域
- 3 操業期間
- 4 漁業根拠地
- 5 使用する船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 6 許可の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 7 制限又は条件

年 月 日

北海道知事

㊤

別記第4号様式(第10条関係)



注1 許可番号は、図示の例により、許可証に記載されている許可番号の文字及び数字で表示すること。

2 文字及び数字の大きさ並びにそれらの間隔は上図の寸法以上、その太さは12ミリメートル以上でなければならない。

3 上図の寸法の単位は、ミリメートルとする。

別記第5号様式（第13条関係）

漁業許可の内容変更許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）㊞

漁業の許可の内容について変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 変更しようとする事項

項 目	現在の許可の内容	変更しようとする内容

5 変更しようとする時期

6 変更しようとする理由

別記第6号様式（第14条関係）

漁業許可証書換え交付申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）㊞

漁業許可証の書換え交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 書換えしようとする事項

項 目	現在の許可証記載事項	書換えしようとする内容

5 書換えを必要とする理由

別記様式に次の1様式を加える。

別記第14号様式（第52条関係）

特別採捕許可証記載事項変更許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）㊞

特別採捕許可証の記載事項の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 許可番号（記号）第 号指令

2 許可年月日 年 月 日
3 変更しようとする事項

項 目	現在の許可証記載事項	変更しようとする内容

4 変更を必要とする理由

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第21条を第43条とし、同条の次に1条を加える改正規定（第44条に係る部分に限る。）及び第22条の改正規定（同条第1項の表ますの項中「（次の項のやまべを除く。）」を削る部分及び同表やまべの項中「（さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域に生活する期間におけるものをいう。第24条において同じ。）」を削る部分に限る。）は、平成22年2月5日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成22年2月4日までの間においては、この規則による改正後の北海道内水面漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第45条第1項の表やまべの項中「第24条」とあるのは、「第47条」とする。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の北海道内水面漁業調整規則に基づいて作成されている用紙等がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

告 示

北海道告示第1号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成22年1月6日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所
女満別豊住 経営体育成基盤整備（農業用排水施設、客土、暗きょ排水） 北海道網走支庁
平 取 北 中山間地域総合整備（農業用排水、農道、ほ場整備、客土、暗きょ、農用地改良保全） 北海道日高支庁

北海道告示第2号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、新篠津村袋達布地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩支庁に備え置いて、平成22年1月6日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第3号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成22年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 稚内市大字声間村字サラキトオマナイ1402の1、1402の33
(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
(3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 天塩郡豊富町字上サロベツ1083の27（次の図に示す部分に限る。）、1083の29
(2) 指 定 の 目 的 風害の防備
(3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課並びに稚内市役所及び豊富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成22年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林の所在場所 松前郡福島町字岩部29

2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び福島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第5号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成22年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 (1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡東川町・美瑛町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡東川町・美瑛町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

3 (1) 解除予定保安林の所在場所 中川郡音威子府村字音威子府・字物満内・中川町字琴平（以上3字について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に

備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成22年1月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 中川郡豊頃町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

豊頃町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 帯広市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北見市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課並びに関係市役所及び豊頃町役場に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第7号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成22年1月5日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><td>路 線 名</td><td>供 用 開 始 の 区 間</td><td>供用開始の期日</td></tr><tr><td>道 道 上磯厚沢部線</td><td>北斗市茂辺地市ノ渡301番18地先から 同市茂辺地市ノ渡301番16地先まで</td><td>平成22. 1.15</td></tr></table> 北海道告示第8号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 平成22年1月5日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><td>1 施 行 者 の 名 称</td><td>帯広市</td></tr><tr><td>2 都市計画事業の種類及び名称</td><td>帯広圏都市計画道路事業（3・3・10号共栄通及び3・3・7号石狩通）</td></tr><tr><td>3 事 業 施 行 期 間</td><td>平成16年5月28日から平成24年3月31日まで</td></tr><tr><td>4 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ）</td><td>平成16年北海道告示第547号の事業地のうち、帯広市西12条南3丁目地内において事業地を変更する。</td></tr></table>	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	道 道 上磯厚沢部線	北斗市茂辺地市ノ渡301番18地先から 同市茂辺地市ノ渡301番16地先まで	平成22. 1.15	1 施 行 者 の 名 称	帯広市	2 都市計画事業の種類及び名称	帯広圏都市計画道路事業（3・3・10号共栄通及び3・3・7号石狩通）	3 事 業 施 行 期 間	平成16年5月28日から平成24年3月31日まで	4 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ）	平成16年北海道告示第547号の事業地のうち、帯広市西12条南3丁目地内において事業地を変更する。	平成22年1月5日 北海道十勝支庁長 竹 林 孝 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 <table><tr><td>ア 高張力鋼管（溶融亜鉛メッキ仕上 径75mm以上 長6 m以上）</td><td>121本</td></tr><tr><td>イ 高張力鋼管（溶融亜鉛メッキ仕上 径75mm以上 長3 m以上）</td><td>6本</td></tr><tr><td>ウ ベンド（高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上 径75mm以上 90°）</td><td>4個</td></tr><tr><td>エ エンドキャップ（高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上 径75mm以上）</td><td>2個</td></tr><tr><td>オ ハイドランドティー（高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上 径75mm以上）</td><td>7個</td></tr><tr><td>カ ハイドランドオープナー（高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上 径75mm以上）</td><td>2個</td></tr><tr><td>キ 町野付ボールレバー（高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上 取水栓用 径75mm×75mm以上）</td><td>2個</td></tr><tr><td>ク 高圧送水ホース（合成ゴム製 鋼管接続金具付 16K 径75mm 長18m）</td><td>1本</td></tr></table> (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成22年3月25日 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成22年1月5日から同月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日の午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080－8588 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁地域振興部総務課	ア 高張力鋼管（溶融亜鉛メッキ仕上 径75mm以上 長6 m以上）	121本	イ 高張力鋼管（溶融亜鉛メッキ仕上 径75mm以上 長3 m以上）	6本	ウ ベンド（高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上 径75mm以上 90°）	4個	エ エンドキャップ（高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上 径75mm以上）	2個	オ ハイドランドティー（高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上 径75mm以上）	7個	カ ハイドランドオープナー（高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上 径75mm以上）	2個	キ 町野付ボールレバー（高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上 取水栓用 径75mm×75mm以上）	2個	ク 高圧送水ホース（合成ゴム製 鋼管接続金具付 16K 径75mm 長18m）	1本
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日																													
道 道 上磯厚沢部線	北斗市茂辺地市ノ渡301番18地先から 同市茂辺地市ノ渡301番16地先まで	平成22. 1.15																													
1 施 行 者 の 名 称	帯広市																														
2 都市計画事業の種類及び名称	帯広圏都市計画道路事業（3・3・10号共栄通及び3・3・7号石狩通）																														
3 事 業 施 行 期 間	平成16年5月28日から平成24年3月31日まで																														
4 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ）	平成16年北海道告示第547号の事業地のうち、帯広市西12条南3丁目地内において事業地を変更する。																														
ア 高張力鋼管（溶融亜鉛メッキ仕上 径75mm以上 長6 m以上）	121本																														
イ 高張力鋼管（溶融亜鉛メッキ仕上 径75mm以上 長3 m以上）	6本																														
ウ ベンド（高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上 径75mm以上 90°）	4個																														
エ エンドキャップ（高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上 径75mm以上）	2個																														
オ ハイドランドティー（高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上 径75mm以上）	7個																														
カ ハイドランドオープナー（高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上 径75mm以上）	2個																														
キ 町野付ボールレバー（高張力鋼製 溶融亜鉛メッキ仕上 取水栓用 径75mm×75mm以上）	2個																														
ク 高圧送水ホース（合成ゴム製 鋼管接続金具付 16K 径75mm 長18m）	1本																														
支 庁 告 示																															
北海道十勝支庁告示第1号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。																															

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道十勝支庁地域振興部総務課
- 5 入札執行の日時等
- (1) 入札書提出場所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁地域振興部総務課
(送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁地域振興部総務課)
- (2) 入札受付期間 平成22年2月1日から同月3日まで（受付時間は2月1日及び2日は午前9時から午後5時まで、2月3日は午前9時から午前10時まで。送付による場合は、2月2日までに必着）
- (3) 開札場所 帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎4階B会議室
- (4) 開札日時 平成22年2月3日 午前10時
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の告示
平成21年6月16日付け北海道十勝支庁告示第72号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量110グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、北海道十勝支庁地域振興部総務課に申し込むこと。
また、北海道十勝支庁のホームページの入札等の情報（<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/sum/kki/kaikai/nyusatu-info.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(1)、(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道十勝支庁地域振興部総務課

- (2) 所在地 郵便番号 080-8588 北海道帯広市東3条南3丁目
電話番号 0155-27-8508

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

- a. Quick Coupling pipes (Over 75mm in dia. Length Over 6.0mt.) 121
- b. Quick Coupling pipes (Over 75mm in dia. Length Over 3.0mt.) 6
- c. Bend pipes 90° (Over φ 75) 4
- d. End caps (Over φ 75) 2
- e. Hydrant Tees (Over φ 75) 7
- f. Hydrant openers (Over φ 75) 2
- g. Conversion piece with Ball coupling and Machino coupling 2
(For the hydrants Male Φ 75mm and Female 75mm)
- h. Irrigation Hose (75mm dia, L= 18mt length, Synthetic Rubber) 1

B. Bid tendering date and time : 10:00 A.M., February 3, 2010

(If mailed, bids must arrive no later than February 2, 2010)

C. Contact : Administrative Division, Department of Regional Promotion, Tokachi

Subprefectural Office, Hokkaido Government, Minami 3, Higasi 3, Obihiro, Hokkaido,
080-8588 Japan
Phone : 0155-27-8508

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成22年1月5日

北海道収用委員会会長 川 村 昭 範

- 1 事件名
平成21年（収）第6号北見都市計画道路事業（3・4・25号大正通外1）収用事件
- 2 起業者の名称
北海道
- 3 事業の種類
北見都市計画道路事業3・4・25号大正通及び3・3・7号大雪大通
- 4 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地目	登記記 録上の 地 積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しよ うとする 土地の面 積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日・ 受付番号	種類
北見市中央三輪 四丁目	493番 61	雑種 地	231	231.38	44.24	岡久 実	網走郡美幌町字西 2 条北 2 丁目 4 番地の 9	北見信用金庫	北見市大通東一丁目 2 番地 1	平成16年11月30 日・第15842号	根抵 当権
	493番 67	同	115	115.70	22.12						

5 裁決手続開始決定の日
平成21年12月18日

